広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十一月二十四日

広島県知事　横　田　美　香

## 広島県規則第五十七号

### 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （建築物の許可申請）<br>第十九条　（略） | （建築物の許可申請）<br>第十九条　（略） |
| 許可の種別 | 許可の種別 |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| 法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第五十三条第四項、第五項若しくは第六項第三号、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第一項第二号、法第六十条の三第一項第三号、法第六十条の四第一項第三号、法第六十七条第五項第二号、法第六十八条第二項第二号又は法第六十八条の七第五項の規定による許可 | （略） |
| （略） | （略） |
| 法第五十五条第三項若しくは第四項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十八条第一項第二号、法第五十九条第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二の二第三項ただし書、法第六十条の三第二項ただし書、法第六十条の四第二項ただし書、法第六十七条第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、法第六十八条の三第四項又は法第六十八条の五の三第二項の規定による許可 | （略） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （建築物の許可申請）<br>第十九条　（略） | （建築物の許可申請）<br>第十九条　（略） |
| 許可の種別 | 許可の種別 |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| 法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第五十三条第四項、第五項若しくは第六項第三号、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書、法第六十条の三第一項第三号、法第六十七条第五項第二号、法第六十八条第二項第二号又は法第六十八条の七第五項の規定による許可 | （略） |
| （略） | （略） |
| 法第五十五条第三項若しくは第四項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十八条第一項第二号、法第五十九条第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の三第二項ただし書、法第六十七条第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、法第六十八条の三第四項又は法第六十八条の五の三第二項の規定による許可 | （略） |

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| 2―5　（略） | 2―5　（略） |

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| **様式第９号**（第19条関係）<br>建　築　許　可　計　画　書<br>（略）<br>注　1　（略）<br>建築基準法第 43 条　①<br>建築基準法第 48 条　①工場又は危険物貯蔵庫は、このほか②～⑥<br>建築基準法第 51 条　①③④⑤⑦<br>建築基準法第 52 条、第 53 条の 2、第 55 条、第 56 条の 2、第 57 条の 4、第 58 条、第 59 条、第 59 条の 2、第 60 条の 2 の 2、第 60 条の 3、第 60 条の 4、第 67 条、第 68 条、第 68 条の 3、第 68 条の 5 の 3、第 85 条及び第 87 条の 3　①<br>2　（略） | **様式第９号**（第19条関係）<br>建　築　許　可　計　画　書<br>（略）<br>注　1　（略）<br>建築基準法第 43 条　①<br>建築基準法第 48 条　①工場又は危険物貯蔵庫は、このほか②～⑥<br>建築基準法第 51 条　①③④⑤⑦<br>建築基準法第 44 条、第 52 条、第 53 条の 2、第 55 条、第 56 条の 2、第 57 条の 4、第 58 条、第 59 条、第 59 条の 2、第 60 条の 3、第 67 条、第 68 条、第 68 条の 3、第 68 条の 5 の 3、第 85 条及び第 87 条の 3　①<br>2　（略） |

附　則

この規則は、公布の日から施行する。